

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊生企第148号

令和6年2月28日

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）

縁組意思のない養子縁組（以下「虚偽の養子縁組」という。）の届出に対しては「虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）」（平成31年3月19日付け熊生企第245号。以下「旧通達」という。）に基づき、法務局、地方法務局又はそれらの支局（以下「法務局等」という。）からなされる協力要請や情報提供を受けて対応しているところであるが、警察庁から別添のとおり「虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）」（令和6年2月16日付け警察庁丁生企発第83号ほか）が発出されたことから、多種多様な犯罪の敢行を助長することに繋がるおそれのある虚偽の養子縁組の届出を防止するため、引き続き、法務局等と緊密な連携を図られたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。